

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の活動分野は、専門性が高く、環境の変化の激しい業界であります。経済のグローバル化が進み、新興市場が中心となる中で、金融や政治状況、地政学リスクが当社の経営に及ぼすリスクは今後一層増加すると考えております。

こうした環境の中で当社は、経営の安定と再成長過程への移行を図ることを喫緊の課題としております。そのため、コーポレートガバナンス体制の構築においては、適正なコストのもとでグローバルかつ専門的な見地から、迅速かつ建設的な意思決定を行いうる体制を構築するとともに、経営の透明性、法令順守、説明責任を確保することを重視しております。

また、この機能を一層強化するために、社外役員を選任し客観的な視点で経営に対する助言、監視を行うことは、当社における利害関係者の信頼を確保する上で重要であると考えております。

提出日現在、取締役9名のうち2名の社外取締役を、監査役3名のうち2名の社外監査役を選任しております。

現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由は、現状の法令および企業の状況に照らして現在の体制が適正であり有効と判断するためであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社の株主における海外投資家等の比率が低いことから、議決権の電子行使や招集通知の英訳は行っておりません。今後は、株主構成比率や株主の要望等も勘案し、議決権の電子行使や招集通知の英訳について判断いたします。

【原則4 - 11】

取締役会の実効性に関する分析・評価・開示については、今後の検討課題と考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】

取締役は、取締役会のほか重要な会議において提言を行い、また、社外取締役との意見交換を行うことにより取締役会の審議がより活性化するように改善を図っています。

取締役会の実効性に関する分析・評価・開示については、今後の検討課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4】

1) 政策保有株式の保有に関する方針

当社は、相手企業との安定的・長期的な取引関係の構築、提携強化等を図る観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断される当該取引先の株式を取得・保有し、主要な政策保有株式について定期的にその保有意義を検証します。

2) 政策保有株式の議決権行使に関する方針

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、当該企業の企業価値の向上、当社の企業価値を毀損する可能性等を勘案し、議案への賛否を判断します。

【原則1 - 7】

当社は、取締役が行う競業取引および利益相反取引は取締役会での承認事項とすることを取締役会規則で定めています。また、当該取引の状況については、定期的に取締役会で報告・承認を行っています。

【原則3 - 1】

1) 当社の経営理念(社是)を当社ホームページ(<https://www.tsudakoma.co.jp/>)に、経営戦略を「有価証券報告書」、「決算短信」、「BUSINESS REPORT(株主の皆さまへ)」等に開示しています。

2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含むすべての株主の権利の確保および権利の適切な行使ならびに平等性が実質的に確保されるために、適時・適切な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備等に努めます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社グループの役員・従業員が従うべき行動準則を定め、実践することにより、様々なステークホルダーとの良好な関係を築き、適切な協働に努め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、それ以外の情報(非財務情報を含む)についても適時・適切に開示し、株主との建設的な対話に努めます。

(4) 取締役会等の責務

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、その役割・責務を適切に果たすよう、効率的かつ透明性の高い経営の実現に努めます。

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役を含む監査役を選任し、取締役に対する実効性の高い監督および監査体制を構築しています。

(5)株主との対話

当社は、株主や投資家に分かりやすい言葉で適時・適切な情報開示を行うとともに、株主総会をはじめ株主との建設的な対話を積極的に行い、株主の意見等を経営に反映させることに努めます。

3)取締役の報酬の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、月額報酬と賞与により構成します。月額報酬は、株主総会における報酬限度額(月額)の決議に基づき、業績、各取締役の職責および成果、中長期的な業績等を反映した金額とします。賞与は、当期の業績および配当、中長期的な業績等を勘案し、その総額を株主総会に上程します。

報酬の決定に当たっては、代表取締役が原案を作成し、人事担当取締役と協議し、決定します。

4)取締役・監査役の選任に関する方針

(1)取締役候補者の選任について

当社の取締役は、定款で14名以内と定めており、当社の規模・業務内容等により適切であると判断しています。

取締役候補者は次の方針に沿い、取締役としての役割・責務を果たす能力を有する多様な人材の中から指名します。

・当社グループの事業に関する知識・経験・能力を有すること。

・社外取締役については、その経験等に基づく知見を有し、取締役および経営を監督し、助言を行う能力を有すること。

取締役候補者の決定については、代表取締役が原案を作成し、取締役会で十分な審議のうえ決定します。

(2)監査役候補者の選任について

監査役候補者は次の方針に沿い、監査役としての役割・責務を適切に果たす能力を有する多様な人材の中から指名します。

・当社グループの事業に関する知識・経験・能力を有すること。

・社外監査役については、その経験等に基づく知見を有し、取締役の業務執行に関し助言・監督を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

監査役候補者の決定については、代表取締役が原案を作成し、監査役会の同意を得て取締役会で決定します。

5)取締役・監査役候補者の選任についての説明を株主総会招集通知の株主総会参考書類に開示しています。

【補充原則4-1-1】

当社は、取締役会規則および取締役会付議基準を定め、取締役会で審議・報告する事項を明確にしています。また、職務分掌規程および決裁権限規程に基づき、その職務・権限を明確にし、経営に当たっています。

【原則4-8】

当社は、独立社外取締役を2名とすることで、その知見に基づき取締役会で述べられた意見を尊重し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の一層の向上を図ってまいります。また、独立社外監査役を選任し、その独立的・客観的な立場から経営に対する監督を行っております。

当社の現在のコーポレートガバナンス体制は企業の状況等に照らして適正・有効と判断しております。

【原則4-9】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役の候補者を選任しています。

【補充原則4-11-1】

上記「原則3-1」4)「取締役・監査役の選任に関する方針」に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役および監査役の重要な兼職の状況を、株主総会招集通知の株主総会参考書類や事業報告に開示しています。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング等を下記の通り実施します。

1)取締役および監査役の就任時に、役員として遵守すべき法的な義務・責任等について必要に応じ外部の専門家による研修を会社負担により行います。

2)社外取締役および社外監査役が就任する際には、当社の経営戦略・経営計画・各事業・財務・組織等に関する情報を提供するとともに、主要な拠点の視察を実施します。

【原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための方針

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

1)株主との対話は、IR担当取締役の管掌のもと、IR担当部門が中心となり、建設的な対話の実現に努めます。株主との対話の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲で取締役等が面談に対応します。

2)株主との対話に際しては、IR担当部門が社内各部署との連携をとり、対話者を補助します。

3)株主との対話は、個別面談のほか、株主総会での質疑応答、施設見学の受け入れ、当社ホームページでの決算情報等の掲載を充実することで、より建設的な対話を図ります。

4)IR担当取締役は、株主との対話において把握された株主の意見等を、経営陣に適時・適切に報告します。

5)株主との対話に際しては、「内部者取引規制および内部情報管理に関する規則」に基づき、インサイダー情報の管理を徹底します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
津田駒取引先持株会	9,661,000	14.19
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	6,659,000	9.78

明治安田生命保険相互会社	3,509,575	5.15
(株)北陸銀行	2,580,211	3.79
(株)北國銀行	2,320,554	3.40
ツグコマ従業員持株会	1,825,000	2.68
三井住友海上火災保険(株)	1,785,000	2.62
東京海上日動火災保険(株)	1,775,035	2.60
丸紅(株)	1,023,150	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	883,000	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社、上場子会社はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
越馬 進治	他の会社の出身者											
潮田 資勝	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- g 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- h 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- i 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- j その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
越馬 進治	○	社外取締役。独立役員。	大手生命保険会社、整理回収機構等での経歴を有し、異業種での経験を踏まえた見識で客観的な視点からの経営監視・助言が可能である。同氏は、当社株式180,000株(0.26%)を所有している。その他、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはない。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断する。

潮田 資勝	○	社外取締役。独立役員。	物理学界における国際的な研究者であり、国内外の大学教授、国立大学法人学長、独立行政法人理事長等を歴任されるなど組織経営の経験が豊富である。同氏の研究者としての国際的かつ豊富な経験が、先進的かつグローバルな企業展開を進める当社グループの成長に寄与すると考える。 同氏は、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはない。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断する。
-------	---	-------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は積極的に会計監査に関する内容、状況などの情報収集を行なうとともに、相互の情報交換を図っております。また、財務報告に係る内部統制監査は、内部統制推進室が行っており、必要に応じて、会計監査人、監査役と情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澁谷 進	他の会社の出身者										○			
梶 政隆	他の会社の出身者										○			

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

澁谷 進	○	澁谷工業株式会社の取締役副会長である。独立役員。	上場企業の経営者として高い見識を有している。取締役会への出席が可能で、実質的、客観的な経営監視が可能である。 当社は澁谷工業株式会社に対し、当社製品を販売しているが、売上高に対する取引額の割合は小さく、重要な取引先ではない。 その他、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはない。従って、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断する。
梶 政隆	○	株式会社梶製作所およびカジレーネ株式会社の代表取締役社長である。独立役員。	地域における繊維関連企業グループの経営者として高い見識を有し、業界の状況にも精通している。取締役会への出席が可能で、実質的かつ客観的な経営監視が可能である。 なお、当社は株式会社梶製作所に対し、当社製品の加工を委託している。また、当社はカジレーネ株式会社に対し、当社製品を販売している。いずれの取引においても売上高に対する取引額の割合は小さく、重要な取引先ではない。 その他、独立役員の属性として、取引所が規定する項目に該当するものはない。従って一般株主と利益相反を生ずる恐れがないと判断する。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現状の報酬制度の下で、適正な業務執行が行なわれていると判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

平成29年11月期に係る取締役及び監査役の報酬等の額
取締役(8名)に支払った報酬 144百万円
監査役(4名)に支払った報酬 19百万円
(注)1.上記には、平成29年2月24日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含めております。
2.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
3.取締役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額30百万円(但し使用人兼務取締役の使用人給与相当額を除く。)と決議いただいております。
4.監査役の報酬限度額は昭和60年2月27日開催の定時株主総会において月額5百万円と決議いただいております。
5.上記のうち、社外役員に対する報酬等の額は4名分17百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、総務部が中心となり情報提供、事前説明等を行なっております。
社外監査役に対しては、監査役室を設置し、担当者を1名配置しており、情報提供、事前説明等を行なっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 現状体制の概要

当社は取締役会、監査役会を設置しております。また、任意の執行役員制度を採用しております。取締役は9名、監査役は3名、執行役員は6名であります。取締役9名中2名が社外取締役、監査役3名中2名が社外監査役であります。
取締役会・執行役員と監査役会が連携し、ガバナンスの確保を図っております。

(2) 監査役の機能強化に向けた取り組み

内部統制推進室・担当役員を設置し、財務報告に係る内部統制評価を行なっております。その活動におきまして、監査役との情報交換を図り、監査役の機能強化および内部統制評価の機能強化を図っております。

(3) 業務執行においては次の会議を開催しております。

- ・ 経営会議：経営計画の決定とそれに基づく経営資源の適正な分配、業務執行方針等、経営に関する重要な事項の審議と決定を行なう。社長が責任者となり、社長、取締役で構成する。また、常勤監査役が出席して意見を述べる。
- ・ 幹部会：経営計画の実現のために必要と判断される業務執行に関する提案、課題について協議する。社長が責任者となり、社長、取締役で構成し、必要に応じて担当執行役員、部長等を招集する。また、常勤監査役が出席して意見を述べる。
- ・ 部長会議：経営計画の実現のための部門計画の進捗状況と課題の報告、情報の共有を行なう。社長が責任者となり、社長、取締役、執行役員、部長、参与で構成する。また、常勤監査役が出席して意見を述べる。

(4) 公認会計士の状況

会計監査は会計監査法人である仰星監査法人の監査を受けております。平成30年度については、向山典佐氏(継続監査期間7年以内)、塚崎俊博氏(同)の2名および補助者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

「Ⅰ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載のとおりであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社株主が株主総会での決議事項の内容や当社営業状況などを十分に検討できる期間が確保できるよう、早期発送を心がけており、第107回定時株主総会(平成30年2月23日開催、平成29年11月期)の招集通知は、株主総会開催日の17日前の2月6日に発送いたしました。また、2月2日より当社ホームページ上に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本・中間決算発表時に個別訪問の形式により、アナリスト・機関投資家向けに説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に決算公告、決算短信、各種プレスリリースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当者を設置し、随時、個人・機関投資家からのお問い合わせ、インタビュー、会社訪問に対応しております。	
その他	決算発表時のほかに、アナリスト・機関投資家のご希望に応じて面談・説明を行っております。また株主向け「報告書」に製品の紹介ページを設け、専門性の高い製品について、できるだけ一般の皆さまに理解しやすいテーマ・記載を行なうよう配慮しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ツダコマ倫理規範」を制定し、当社ホームページ上に公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	自社製品において省エネ機種の開発を積極的に行っております。平成23年に障がい者雇用特例子会社「ふぉみーゆツダコマ株式会社」を設立。平成26年、石川県から障がい者雇用の促進活動に対し表彰を受けました。平成26年12月に「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定されました。平成28年12月に「石川県ワークライフバランス企業知事表彰(優良企業賞)」をいただきました。環境・CSRの取り組みについて当社ホームページ上に公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ上に決算情報その他製品情報等を公開し、情報提供を行っております。また、マスコミ等に対し、公正で適切な取材対応を行なうよう努めております。
その他	地域の主要な経済団体の正副会長等の就任や地域創生に関する公的プロジェクトへの参画をはじめ、地域産官学連携の諸活動への参画等を通して地域の活性化に貢献しています。団体、教育機関等の工場見学の受け入れを通じ企業認知の向上、社会貢献に努めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制基本方針は下記のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「ツダコマ倫理規範」を定め、法令順守と透明性の高い職務執行を企業活動の基本とする。
 - (2)「取締役会規則」において、重要な意思決定並びに業務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会において決定する。
 - (3)当社は、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、取締役及び執行役員による重要な意思決定と業務執行の経過に対して多面的な検討を行なうとともに、相互監視を行なう。
 - (4)法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
 - (5)当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役及び執行役員の職務の執行並びに意思決定に係る文書並びに情報は、文書管理規定のほか社内規定を整備し、保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できる。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規定 その他の体制
 - (1)リスク管理基本規定に基づき、事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行なう。
 - (2)全社的なリスクの監視及び全社対応は総務部が行なう。
 - (3)各事業・業務部門の担当業務におけるリスクは、当該部門長が責任者となり規定の整備及び徹底、必要な教育を行なう。
 - (4)取締役、執行役員並びに各部門長は、各々の職務における重大なリスクの把握に努め、発見したときは速やかに代表取締役に報告する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1)当社は執行役員制度を採用し、代表取締役の業務執行を分担、補佐する。
 - (2)経営計画及び年度計画を実行するため、経営会議、部長会議等を原則として毎月開催し、職務分掌規定に基づき意思決定、業務執行を分担する。
5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は、「ツダコマ倫理規範」を定め、法令順守の方針を明記し、当社グループの従業員が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。
 - (2)総務部長がコンプライアンス責任者となり、啓蒙活動、教育を実施する。
 - (3)法令違反、人権侵害の内部通報窓口として「ツダコマホットライン規定」を制定し、「ツダコマ法律ホットライン」「ツダコマ人権ホットライン」を設置する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の代表者は各子会社の業務の執行状況について、毎月、当社の代表取締役に報告する。
 - (2)当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社グループに適用されるリスク管理基本規定に基づき、当社及び子会社が連携して事業の継続に関わる重大なリスク並びに個別の業務におけるリスクの管理と対応を迅速に行う。
 - (3)当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社グループの経営計画に基づく子会社の業務の執行状況等の報告を受け、グループ全体の経営資源の配分等の検討・指示を行なう。
 - (4)当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループに適用される「ツダコマ倫理規範」を定め、法令順守の方針を明記し、子会社の取締役等及び使用人が法令及び社会規範に反することのないよう意識の徹底を図る。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項
監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を監査役室に置く。
8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の異動に関する事項は、監査役会と総務部長が事前に協議する。
9. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示に関して取締役等の指揮命令を受けない。
10. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制 その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - (1)当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人（これらの者から報告を受けた者を含む）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には速やかに監査役に報告しなければならない。
 - (2)当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、監査役のために応じて会社の業務執行状況を報告する。
11. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループは、当社の監査役へ報告を行なった者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行なわない。
12. 当社の監査役を補助する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求を当社にしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
13. その他当社の監査役が監査を実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、取締役会、経営会議のほか、必要に応じて重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査役は情報交換、意見交換を行なう。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況は次のとおりであります。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、地域における反社会的勢力の排除に参加しております。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力に対する担当部署を総務部とし、従業員への啓蒙活動、関連部門へのマニュアルの配布のほか、警察、弁護士等外部機関と連携して対応する体制を整備しております。

(2) 当社は石川県企業防衛対策協議会、財団法人暴力団追放石川県民会議等に参加し、指導を受けるとともに地域の安全に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

実効性のある対策の構築をめざして、検討を進めていく予定であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】

当社は、証券取引所の情報開示基準に該当あるいは相当する事項、その他投資家の意思決定、判断に重要な影響を及ぼすと判断する事項について、迅速に開示を行なうことを基本としております。

取締役会、経営会議等の決定または代表取締役の決定等に基づき、総務部が開示を行ないます。

【コーポレート・ガバナンス体制】

